

栗原市内に 産婦人科・小児科 を開院してみませんか！

栗原市産婦人科医院及び小児科医院 開設等助成金交付事業のご案内

栗原市では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、栗原市内に分娩を取り扱う産婦人科及び小児科医院を開設する費用への助成を、令和5年1月から実施しています。

1 対象者は、医師又は医療法人で、次の3つの条件を満たす方

- (1) 栗原市内で分娩を取り扱う産婦人科又は小児科医院を専門とする施設を開設される方
- (2) 継続して10年以上開業する見込みのある方
- (3) 産婦人科又は小児科の専門医制度の認定を受けた方



2 助成の内容

区分	補助の対象	補助金の額	
		産婦人科	小児科
土地取得費	土地の取得に要する費用 (造成含む)	補助対象経費の合計額に 2分の1を乗じて得た額 <u>上限 2千万円</u>	
建物取得費	建物の取得に要する費用	補助対象経費 の合計額に 2分の1を 乗じて得た額	補助対象経費 の合計額に 2分の1を 乗じて得た額
医療機器取得費	1件10万円以上の医療機器の購入に 要する費用		
建物改修費	建物の購入、譲受け、賃借する建物の 改修に係る設計・工事に要する費用	<u>上限</u> <u>1億5千万円</u>	<u>上限</u> <u>1億円</u>
土地賃借費 ※	用地を借り上げて医業を行う場合に 貸主に支払う礼金及び賃借料		
建物賃借費 ※	既存の建物を借り上げて医業を行う 場合に貸主に支払う礼金及び賃借料		
医療機器賃借費 ※	1件10万円以上の医療機器の賃借料		

※ 開業から60月を経過する月まで

【問い合わせ先】

詳しくは、栗原市ホーム
ページを閲覧願います。



栗原市市民生活部 健康推進課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL 0228-22-0370

E-mail kenko@kuriharacity.jp

URL <https://www.kuriharacity.ip/>